

令和7年度林業・木材産業成長産業化促進対策  
事業計画

高知県

様式4

第1 事業計画

1 個別事業計画一覧表(1)

令和7年4月1日 現在

目標	事業種目 (メニユー)		実施市町村	事業実施主体	事業量 (ha、m、箇所)	事業費 (千円)	国費 (千円)	備考			
林業・木材産業 の生産基盤強化	間伐材生産	間伐材生産	室戸市、安芸市、北川村、馬路村、香美市、本山町、大豊町、土佐町、土佐市、越知町、仁淀川町、須崎市、中土佐町、津野町、四万十町、四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村	芸東森林組合、高知東部森林組合、馬路村森林組合、清水産業株式会社四国事業所、株式会社とされいほく、本山町森林組合、土佐町森林組合、中江産業株式会社森林事業本部、石川産業有限会社、須崎地区森林組合、めぐみ林業株式会社、株式会社明神林業、とおわ守人企業組合、合同会社フォレストアーツ、中村市森林組合、宿毛市森林組合、土佐清水市森林組合、大月町森林組合、三原村、一般社団法人高知県森林整備公社	37.00ha	38,776	19,388	235~524千円/ha 2,590m <sup>3</sup>			
		関連条件整備活動					9,224	4,612			
		うち森林作業道整備				3,075m	9,224	4,612	2千円/m		
		合計						48,000	24,000		
	路網整備・ 機能強化	林業専用道(規格相当)の整備	A区分	室戸市、安芸市、北川村、馬路村、香美市、本山町、大豊町、土佐町、土佐市、越知町、仁淀川町、津野町、四万十町、四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村	芸東森林組合、高知東部森林組合、馬路村森林組合、清水産業株式会社四国事業所、株式会社とされいほく、本山町森林組合、土佐町森林組合、中江産業株式会社森林事業本部、石川産業有限会社、須崎地区森林組合、めぐみ林業株式会社、株式会社明神林業、とおわ守人企業組合、合同会社フォレストアーツ、中村市森林組合、宿毛市森林組合、土佐清水市森林組合、大月町森林組合、三原村、一般社団法人高知県森林整備公社						
			B区分								
			C区分								
			補強								
		点検診断									
		森林作業道の整備						44,334m	133,000	66,500	2千円/m
		林道等の機能強化									
		機能強化(単独型)									
		機能強化(一体型)									
		森林作業道の機能強化									
		林業専用道(規格相当)の復旧									
		合計							133,000	66,500	
	附帯事務費					3,036	1,380				
	総計					184,036	91,880				

目標	事業種目 (メニュー)	実施市町村	事業実施主体	事業量 (ha、m、箇所)	事業費 (千円)	国費 (千円)	備考			
森林整備の地域 活動推進	(森林整備地域活動支援対策のうち) 森林経営計画作成促進	高知市 香南市 香美市 四万十町 中土佐町 四万十市 大月町	高知市森林組合 香美森林組合 窪川林産企業組合 四万十町森林組合 (同) フォレストアーツ 大月町森林組合	経営委託 80.00ha	3,040	1,520	令和7年度交付金			
				共同計画等 213.50ha	1,708	854				
				経営委託 40.00ha	1,520	760				
				共同計画等 189.69ha	1,518	759	令和7年度基金			
				間伐促進 50.00ha	1,500	750				
		交付金合計			4,748	2,374				
		基金合計			4,538	2,269				
	(森林整備地域活動支援対策のうち) 森林境界の明確化	土佐市 須崎市 中土佐町 四万十町 四万十市 宿毛市	須崎地区森林組合 四万十町森林組合 (株) 遠山産業 宿毛市森林組合	森林境界の明確化 345.00ha	21,390	10,695	令和7年度交付金			
				リモセン加算 345.00ha						
				森林境界の明確化 235.00ha	10,576	5,288	令和7年度基金			
					交付金合計			21,390	10,695	
					基金合計			10,576	5,288	
	(森林整備地域活動支援対策のうち) 森林所有者の探索									
		交付金合計								
		基金合計								
	(森林整備地域活動支援対策のうち) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた 条件整備	高知市 香南市 香美市 四万十市	高知市森林組合 香美森林組合 (株) 遠山産業	190.00ha	7,600	3,800	令和7年度交付金			
				50.00ha						
					2,000	1,000	令和7年度基金			
					交付金合計			7,600	3,800	
					基金合計			2,000	1,000	
(森林整備地域活動支援対策のうち) 都道府県推進事務				166	166	令和7年度基金				
	交付金合計									
	基金合計			166	166					
(森林整備地域活動支援対策のうち) 市町村推進事務					69	69	令和7年度基金			
				交付金合計			69	69		
	基金合計									
	交付金総計			33,738	16,869					
	基金総計			17,349	8,792					

目標	事業種目 (メニュー)		実施市町村	事業実施主体	事業量 (ha、m、箇所)	事業費 (千円)	国費 (千円)	備考	
林業・木材産業 の 生産基盤強化	低コスト 再造林対策	低コスト造林の支援	香美市、大豊町、大 川村、須崎市、中土 佐町、三原村	香美森林組合、物部森林組 合、石川産業有限会社、中 江産業株式会社森林事業本 部、須崎地区森林組合、三 原村森林組合					
		うち一貫作業システム			6ha	10,634	7,089	850千円/ha 植栽樹種：スギ ヒノキ 植栽本数：2,000本/ha	
		うち低コスト造林						円/ha 具体的な施策： 植栽樹種： 植栽本数： 本/ha	
		うち下刈り						円/ha 下刈り回数： 回目	
		機械器具の整備						資機材の種類：	
		関連条件整備活動					10,664	6,811	
		うち森林作業道の整備			1,400m	6,000	3,640	2.6千円/m	
		合計					21,298	13,900	
		附帯事務費					220	100	
		総計					21,518	14,000	

(注)

- 「間伐材生産」及び「路網整備・機能強化」の事業実施主体については、林野庁長官が別に定める考え方に則って都道府県知事が選定した林業経営体、本事業の対象となる事業実施主体を記載すること。
- 「間伐材生産」及び「路網整備・機能強化」の各欄については、林野庁長官が別に定めるところにより都道府県知事が設定した生産基盤強化区域内又は市町村森林整備計画に定める特に効率的な施策が可能な森林の区域内において実施する事業について記載すること。
- 「実施市町村」は、事業実施主体が事業を予定している市町村名を記載すること。
- 「事業量」、「事業費」及び「国費」については、事業種目ごとに合計を記載し、間伐材生産、路網整備・機能強化については、2事業の総計を「総計」欄に記載すること。
- 「間伐材生産」は、定額の単価と間伐材生産量を備考欄に記載すること。
- 「路網整備・機能強化」の「林業専用道（規格相当）」については、設計・技術審査会の設置状況を備考欄に記載すること。
- 「森林整備地域活動支援対策」については、「交付金」「基金」別に記載することとし、備考欄に事業実施年度も記載すること。
- 「低コスト再造林対策」は、定額の単価及び具体的な施策、植栽樹種、植栽本数、下刈り回数、資機材の種類を事業種目に応じて備考欄に記載すること。

\* 行については、適宜加除のこと。



2 計画主体ごとに定める指標（全体指標）

目標	事業種目 (メニュー)	全体指標	指標設定の考え方 (目標との関連性)	現状値			目標値			備考
				数値	単位	年度 (西暦)	数値	単位	年度 (西暦)	
林業・木材産業の生産基盤強化	木質バイオマス利用促進施設の整備	地域材利用量	高知県産業振興計画の目標値より設定	290,000	m3	R7 (2025)	380,000	m3	R12 (2030)	増加量：90,000m3 増加率：31%
		木質バイオマス利用量		233,000	m3		330,000	m3		増加量：97,000m3
林業の多様な担い手の育成	人材の確保・育成・定着	素材生産量	高知県産業振興計画の目標値	700,000	m3	R7 (2025)	826,000	m3	R8 (2026)	
		素材生産性	県が別途定める目標値	4.88	m3/人日		5.04	m3/人日		
		認定事業体数	高知県の目標値	82	社	R7 (2025)	91	社	R8 (2026)	
	認定森林施業プランナーの現役人数	森林・林業担い手育成総合対策事業の事業目標を参照	81	人	R7 (2025)	101	人	R8 (2026)		
	労働安全の確保	労働災害発件数	森林林業基本計画による目標値 (※10年間で半減)	69	人	R7 (2025)	62	人	R8 (2026)	
林業経営体の育成	林業経営体育成対策 (林業機械リース支援)	素材生産量（目標値）	素材生産量は高知県産業振興計画の目標値、素材生産性は県が別途定めている目標値	700,000	m3	R7 (2025)	826,000	m3	R8 (2026)	増加率18.0%
		素材生産性（目標値）		4.88	m3/人日		5.04	m3/人日		増加率3.3%
再造林の低コスト化の促進	コンテナ苗生産基盤施設等整備	コンテナ苗の生産量（増加量）	コンテナ苗の需要量増加に対応するために必要となる増産量を目標値として設定	847	千本	R7 (2025)	892	千本	R12 (2030)	

(注)

- 1 目標単位での事業計画がある場合は、該当する全体指標について記載すること。
- 2 メニュー及び全体指標については、別表4に定める事項を記載すること。ただし、目標「林業の多様な担い手の育成」における全体指標の一部及び「森林資源の保護」における全体指標については、別表4を踏まえ、地域の実情に応じたものを設定すること。また、全体指標ごとに定める（）書き内の増加量、増加率等については備考欄に記載のこと。

\* 行については、適宜加除のこと。

3 事業実施主体ごとに定める指標（個別指標）  
 (1) 森林整備・林業等振興整備交付金

目標	メニュー	事業種目	実施市町村	事業実施主体	事業内容	事業費(千円)	交付金(国費)			個別指標	単位	個別指標					費用対効果分析の結果	公庫資金	備考	
							事業費(千円)	附帯事務費(千円)	合計(千円)			現状値	1年目	2年目	3年目	4年目				目標値
												(R7年度) (2025)	(R8年度) (2026)	(R9年度) (2027)	(R10年度) (2028)	(R11年度) (2029)				(R12年度) (2030)
林業・木材産業の生産基盤強化	木質バイオマス利用促進施設の整備	木質バイオマス供給施設整備	仁淀川町	仁淀川林産協同組合	①木質バイオマス供給施設 ②木質バイオマス供給施設設置 ③その他(貯木場仕切り壁)	27,257	3,716	0	3,716	木質バイオマス利用量	m3	0	800	1,500	2,000	3,000	4,000	1.04	都道府県優先燃料調達先の選定経営体数増加量：4,000㎡施設の効率性：0.147m3/千円 加算指標：林業の持続性確保への取組	
																				①木質バイオマス供給施設 ②木質バイオマスエネルギー供給用機械 ③その他(グラップル)
	未利用間伐材等活用機材整備	宿毛市	(株)高知林業	①未利用間伐材等活用機材 ②未利用間伐材等活用機材 ③移動式木材破砕機	69,300	31,500	0	31,500	木質バイオマス利用量	m3	237	3,183	3,705	4,243	4,797	5,368	2.67	都道府県優先増加量：5,131㎡施設の効率性：0.074m4/千円 加算指標：再生可能エネルギー基本計画、費金引上げ、林業の持続性確保への取組、枝葉・短尺材利用		
																			計	96,557
合計	96,557	35,216	0	35,216																
再造林の低コスト化の促進	コンテナ苗生産基盤施設等の整備	コンテナ苗生産基盤施設等の整備	高知市	高知県	①コンテナ苗幼苗生産高度化施設等 ②幼苗生産機械器具 ③種子選別機	6,973	3,486	0	3,486	幼苗等の配布量(増加量)	千本	0	178	356	534	712	892	1.08		
																				幼苗等の配布量(増加率)
	合計	6,973	3,486	0	3,486															
合計	6,973	3,486	0	3,486																
総計						103,530	38,702	0	38,702											
うち地域提案																				

(注)

- メニューについては、別表2の事項を、個別指標については、別表4に定める事項を記載することとし、個別指標ごとに定める( )書き内の増加量、増加率等は、備考欄に記載のこと。
- 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は施設区分①から④まで(必要に応じて具体名を併せて記載)及び数量を記載すること。
- 実施市町村は、施設等整備を予定している市町村名を記載すること。
- 交付金(国費)欄の事業費については、附帯事業費を含めて記載すること。また、備考欄には、目標ごとの附帯事業費の計を上段に「附帯事業費 円」と、下段にはその交付金(国費)分を( )書きで記載すること。
- 都道府県附帯事務費及び市町村附帯事務費については、目標ごとの附帯事務費合計欄における合計額の下段に「都道府県附帯事務費〇〇」、「市町村附帯事務費〇〇」と記載のこと。また、総計欄における附帯事務費についても同様とする。
- 事業実施主体・メニューごとに計、目標ごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
- 総計のうち地域提案事業の計を記載すること。
- 地域提案は、それぞれ補完し関連して実施しようとする目標の欄に記載することとし、備考欄に地域提案である旨を記載すること。
- 交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
- 日本政策金融公庫資金の林業構造改善事業推進資金(補助事業を用いないが事業計画と一体となって実施する単独融資事業も含む。)又は農林漁業施設資金を希望する場合は、「公庫資金」の欄に「〇」を付すこと。
- その他(該当する場合は、備考欄に記載のこと。)
- (1) 木材加工流通施設等の整備については、位置づけられている広域流通構想等の構想名
- (2) 木材加工流通施設等の整備及び木造公共建築物等の整備のうち、建築物木材利用促進協定を締結している場合は協定の名称を記入。(併せて協定の写しを添付し、提出すること。)
- (3) 木造公共建築物等の整備については、交付対象事業費を記入。
- (4) 木造公共建築物等の整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名を記入。
- (5) 木造公共建築物等の整備のうち、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条第1項に基づき策定した市町村方針に基づく取組については方針名を記入。
- (6) 木質バイオマス利用促進施設の整備のうち、「バイオマス産業都市構想」又は「分散型エネルギーインフラプロジェクト」のマスタープランに基づく取組については、その名称及び公表年月日を記入。
- (7) コンテナ苗生産基盤施設等の整備について、事業実施主体が「認定特定増殖事業者」に該当する場合は、「認定」と記入。また、目標値の達成が6年目以降となる場合は、達成年度までの毎年目標値を記入。
- (8) 施設の賃付けを行うものにあつては、賃付けを受ける(計画)して(いる)事業実施主体名を備考欄に記入する。
- (9) 加算指標がある場合は、「加算指標あり：〇〇〇(指標名)」と記入すること。都道府県優先得点を加算する場合は「都道府県優先」と記入すること。
- 別表2の2の「19 林業機械リース支援」の(2)細則の④の資料は、本様式に準じて作成するものとし、個別指標及び目標値欄は、事業実施主体ごとのリース期間満了年度における素材生産量及び素材生産性の計画値を記載し、費用対効果分析の結果欄は記載しない。
- SCM(サプライチェーンマネジメント)推進フォーラムと連携した取組への支援は、備考欄に「SCM推進フォーラムと連携した取組」と記載すること。また、事業計画書の内容がサプライチェーン構築の実現に向けた取組と関連していることが明確に分かる資料(具体的な構想・計画等)を別途添付すること。

\* 行については、適宜加除のこと。

様式5

事前点検シート

計画主体名	高知県		
実施年度	令和 7 年度	総事業費	481,529 千円
		(うち交付金)	209,488 千円)

1 計画全体について

	項 目	チェック欄	備考欄
(1)	森林・林業基本計画、全国森林計画、地域森林計画、林業労働力の確保の促進に関する基本計画、木材安定供給確保事業に関する計画等をはじめ、その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○	
(2)	事業実施関係者のみならず、関連部局、地域住民等との合意形成・連携・調整が図られているか。	○	
(3)	計画主体、事業実施主体及び関係者で協議会を設置するなど、事業の推進体制は確立されているか。	○	
(4)	事業計画を公表することとしているか。	○	
(5)	事後の評価結果について公表することとしているか。	○	
(6)	目標値については、都道府県における各種計画の目標数値との整合が図られており、かつ、情勢の変化や前年度の施策の効果の評価を踏まえて算定し、関係者の合意が得られたものであるか。(※1)	○	
(7)	前年度までの計画と同一の目標値を掲げている場合、本計画の目標値は、前年度までの計画の目標値を上回っているか。(上回っていない場合、その理由が整理されているか。)(※2)	○	
(8)	事前点検シートに掲げる項目について、判断根拠となる書類を保存しているか。	○	
(9)	他省補助金との重複はないか。	○	

(注)

- 1 チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当ナシの場合は「-」を記入すること。  
(必要に応じて名称等を記入)
- 2 (※1) : どのような手段により、どのような者と合意形成を図ったか備考欄に記載のこと。(別様可)
- 3 (※2) : 都道府県が作成する計画等の目標数値を適用しない場合、現状値及び目標値設定の根拠(理由)を備考欄に記載すること。(別様可)

2 個別事業について（施設整備を実施する場合のみ記入）

項目	チェック欄						備考欄
	メニュー名	木質バイオマス利用促進施設の整備	木質バイオマス利用促進施設の整備	コンテナ苗生産基盤施設等の整備			
	事業実施主体名	仁淀川林産協同組合	(株)高知林業	高知県			
工種	その他（グループ、仕切り壁設置）	移動式木材破砕機	コンテナ苗幼苗生産高度化施設等				
(1) 事業実施主体の適正性							
ア 実施要領に定める事業実施主体の種類ごとの要件を満たしているか。	○	○	○				
イ 高性能林業機械等の林業機械の導入は、事業実施主体が都道府県等の場合を除き、林野庁長官が別に定めるところにより、都道府県知事が選定した林業経営体となっているか。	○	○	—				
ウ 事業を相当期間継続することが確実であり、規約等により適切な施設運営が行われることが確実であると認められるか。	○	○	—				
エ 事業費3,000万円以上の場合は、法人化しているか。	○	○	—				
オ 過去に実施した林野庁補助事業等について、改善計画を作成した若しくは会計実地検査において、目標の達成度合いが低調等の指摘を受けていないか。	○	○	○				
カ 該当する場合、事業を実施する妥当性は認められるか。	—	—	—				
(2) 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついており、事業の実施期間（施設の耐用年数相当）継続して使用できる見込みがあるか。	○	○	○				
(3) 適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○	○	○				
(4) 補助対象となる施設を担保に供することを前提とするような資金調達計画となっていないか。（国の制度資金を除く。）	○	○	○				
ア 制度融資名	—	—	—				
イ 金融機関名	—	—	—				
(5) 自力若しくは他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて交付対象とするものでないか。	○	○	○				
(6) 個々の施設整備については、単年度で事業が完了するような計画となっているか。	○	○	○				
(7) 事業費積算等の適正性							
ア 事業費の算出は、都道府県等の標準単価や歩掛り等を基準として適正に行われているか。	○	○	○				
イ 整備コスト等の低減に努めているか（木質バイオマス利用促進施設の整備及び木造公共建築物等の整備については、PFI等の適用を検討することにより、事業全体のコスト低減を図っているか。）。	○	○	○				
ウ 建設費が施設ごとの上限事業費の範囲内となっているか。	○	○	○				
エ 下限事業費が定められている場合は、その金額以上となっているか。	○	○	—				
オ 附帯施設・備品は交付対象として適正か。（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）	—	—	○				
(8) 施設等の仕様は、都道府県等において一般的に使用されているものを基準としているか。	○	○	○				
(9) 施設等の規模、構造、設置場所については、目的に合致するものとなっており、計画を達成する手段として過大となっていないか。	○	○	○				
(10) 周辺の環境や景観への配慮がなされており、また、当該地域に係る土地利用計画に即しているものとなっているか。	○	○	—				
(11) 建物に係る敷地整備の面積は、建坪の概ね3倍以内となっているか。	—	—	—				
(12) 新技術を導入する場合は、現地での事業効果の発現が十分に明らかとなっているか。	—	—	—				
(13) 個々の事業の受益戸数は5戸以上となっているか。（受益戸数を記入すること。）	19	—	17				
(14) 個人施設への補助ではないか、また、目的外使用のおそれはないか。	○	○	○				

項目	チェック欄					備考欄		
	メニュー名	木質バイオマス利用促進施設の整備	木質バイオマス利用促進施設の整備	コンテナ苗生産基盤施設等の整備				
	事業実施主体名	仁淀川林産協同組合	(株)高知林業	高知県				
工種	その他(グラブブル、仕切り壁設置)	移動式木材破砕機	コンテナ苗幼苗生産高度化施設等					
(15)	施設の入替え、増築、改築、併設又は合体を行う場合、古品古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める要件を全て満たしているか。	-	-	-				
(16)	施設の整備に当たり、木造を検討したか。木造が困難な場合、施設における木材利用を検討したか。困難な場合、理由を整理したか。	-	-	-				
(17)	収支を伴う施設の適正性(収支を伴う施設に限る。)							
	ア 適正な収支計画を策定しているか。	○	-	○				
	イ 事業費が5,000万円以上の施設については、計画の経営診断を実施し、指摘された改善点を事業計画に反映した上で計画を策定しているか。	-	-	-				
	経営診断日	-	-	-				
	ウ 補助残に対する自己資金の割合が概ね12%以上となっているか。	○	-	○				
	エ 補助残に対し融資を受ける場合は、金融機関等から融資が確実であるか。	-	-	-				
	オ 財務状況が健全であるか。	○	-	○				
	カ 生産ラインの増設等の生産量の増加を伴う施設を追加する場合は、実施要領に定める下記要件を全て満たしているか。	-	-	○				
	追加事業実施年度において、目標年度における目標数値を達成、又は達成されることが確実であるか。	-	-	○				
	需要先が確保され、供給量の増大が可能であるか。	-	-	○				
	追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字、又は黒字になることが確実であるか。	-	-	○				
	資金の調達が確実であるか。	-	-	○				
	キ 原料の入手先や製品の販路が継続的に確保されているか。特に、木質バイオマス利用促進施設の整備のうち木質バイオマス供給施設整備については、地域の燃料材の需給状況を踏まえた確実な原料入手の計画があるか。	○	○	○				
	ク 森林組合が単独で事業実施主体となる場合は、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により都道府県知事が公表する民間事業者として登録を受けているか、又は中核組合に認定されているか。(令和12年度までに限る。)	-	-	-				
(18)	実施要領に定める施設ごとの要件を満たしているか。	○	○					
(19)	高性能林業機械等の林業機械の導入については、既存機械も含めたシステムの中で生産性、稼働率の向上や効率化に資するものであるか。	-	-	-				
(20)	木材加工流通施設等の整備において、施設を整備する場合、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分のうち柱、横架材(梁及び桁)及び土台については、「日本農林規格等に関する法律」(昭和25年法律第175号)の規定に基づき格付けがされたものかつ地域材を使用することになっているか。	-	-	-				

項目	チェック欄						備考欄
	メニュー名	木質バイオマス利用促進施設の整備	木質バイオマス利用促進施設の整備	コンテナ苗生産基盤施設等の整備			
	事業実施主体名	仁淀川林産協同組合	(株)高知林業	高知県			
工種	その他(グラブプル、仕切り壁設置)	移動式木材破砕機	コンテナ苗幼苗生産高度化施設等				
(21)	木材加工流通施設等の整備のうち、急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応し、ストック機能や安定した木材製品供給力の強化を図る取組については、付表3によりその内容が適正であると確認したか。	-	-	-			
(22)	木材加工流通施設等の整備のうち、事業費が5億円以上の新設の事業については、都道府県附帯事務費を活用し、都道府県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組む計画となっているか。	-	-	-			
(23)	木材加工流通施設等の整備のうち、1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成に当たり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映しているか。	/	/	/	/	/	/
(24)	木材加工流通施設等の整備については、事業実施に当たり、付表4のチェックリストにより、森林資源の持続性の確保に係る適切な対応がされていると確認したか。	/	/	/	/	/	/
(25)	木材加工流通施設等の整備のうち、JAS構造用製材の供給力強化の取組については、付表5によりその内容が適正であると確認したか。	/	/	/	/	/	/
(26)	木材加工流通施設等の整備のうち、木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の取組については、付表6によりその内容が適正であると確認したか。	/	/	/	/	/	/
(27)	木質バイオマス利用促進施設の整備のうち、「地域内エコシステム」の構築に資する取組については、付表1によりその内容が適正であると確認したか。	○	-	-			
(28)	木質バイオマス利用促進施設の整備のうち木質バイオマス供給施設整備について、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設が「地域活用要件」の内容を満たす場合、付表2によりその内容が適正であると確認したか。	-	-	-			
(29)	事業による効果の発現の見通し	/	/	/	/	/	/
	ア 費用対効果分析は算定要領に基づいて実施しているか。	○	○	○			
	イ 算定される効果に係る数量、単価等の根拠は明確であるか。	○	○	○			
	ウ 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか(算定数値を記入すること。)	1.04	2.67	1.08			
(30)	整備後の施設の管理・運営の見通し	/	/	/	/	/	/
	ア 施設の維持・管理に関する規則や計画を策定しているか。	○	○	○			
	イ 施設の管理・更新に必要な資金の調達について検討済みか。	○	○	○			

(注)

- 1 チェック欄には、事業実施主体ごとに該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「-」を記入すること。(必要に応じて名称等を記入)
- 2 メニュー名(略称)  
高性能林業機械等の整備(林業機械)、木材加工流通施設等の整備(木材加工)、木質バイオマス利用促進施設の整備(バイオマス)、特用林産振興施設等の整備(特用林産)、木造公共建築物等の整備(木造公共)、コンテナ苗生産基盤施設等の整備(コンテナ苗)。
- 3 チェック欄は、適宜加除すること。

達成状況評価シート  
(森林整備・林業等振興整備交付金)

1 個別事業評価表

目 標	メニュー	事業種目	事業実施主体	施設等 区 分	設置年度	個別指標	目標年度（5年度）			備 考
							目標値	実績値	達成率（%） (実績値/目標値)	
木材利用 及び木材 産業体制 の整備推 進	木材加工 流通施設 等の整備	木材加工 流通施設 整備	仁淀川林産協 同組合	選別機	平成30年 度 (繰越 分)	地域材利用（流 通）量	46,000	43,072	94%	
木材利用 及び木材 産業体制 の整備推 進	木質バイ オマス利 用促進施 設の整備	未利用間 伐材等活 用機材整 備	株式会社四国 工営	移動式木 材破砕機	平成30年 度 (繰越 分)	木質バイオマス 利用量	24,000	39,066	163%	
木材利用及 び木材産 業体制の 整備推 進及び木 材産業体 制等の 整備推 進	木造公共 建築物等 の整備	木造公共 施設整備	北川村	公共施設	平成30年 度	利用者数	3,804	3,681	96%	
						単位面積当 たりの地 域材利用 量	0	0	153%	
						単位面積当 たりの事 業費	298,578	290,053	102%	
安定供給 体制の整 備	高性能 林業機械 等の整備	林業機械 システム 整備	梶原町森林組 合	スイング ヤーダ	平成30年 度	素材生産量	7,500	7,923	105%	
						素材生産性	5.1	5.4	105%	
安定供給 体制の整 備	高性能 林業機械 等の整備	林業機械 システム 整備	須崎地区森林組 合	ハーベス タ	平成30年 度	素材生産量	13,600	19,030	139%	
						素材生産性	5	6.1	122%	
安定供給 体制の整 備	コンテナ 苗生産基 盤施設等 の整備	コンテナ 苗生産基 盤施設等 の整備	高知県種苗緑 化協同組合	コンテナ 苗生産資 材	平成30年 度	コンテナ苗生産 量（増加量）	380	807	212%	
						コンテナ苗生産 量（増加率）	34.0	185.1	544%	

2 改善措置実施事業表

目 標	メニュー	事業種目	事業実施主体	施設等 区 分	設置年度	個別指標	改善措置内容			備 考
							改善措置 実施時期	改善措置 後の目標 年度	改善措置の内容 (別様可)	
安定供給 体制の整 備	高性能 林業機械 等の整備	林業機械 システム 整備	香美森林組合	プロセス サ	平成30年 度	素材生産量 素材生産性	令和7年 3月	令和12年 度		

3 達成状況評価表

「1 個別事業評価表」における全施設数（a）	6
「2 改善措置実施事業」における全施設数（b）	1
（a）のうち達成率が70%以上の施設数（c）	6
達成状況評価値（（c）／（（a）＋（b）））（%）	85%
達成状況評価結果	A

(注)

- 「1 個別事業評価表」には、要領第2の6による事業計画申請年度の前年度に報告された達成状況報告のうち目標年度に係る事業を記載すること。ただし、目標年度及び目標年度までの期間に要領第8による改善措置を実施したとして報告された事業については、「2 改善措置実施事業表」に記載することとする。
- 林業・木材産業循環成長対策交付金創設以前の事業で、要領第14経過措置の「なお従前の例による」こととして報告された達成状況報告のうち目標年度に係る事業についても、「1 個別事業評価表」に記載すること。ただし、目標年度及び目標年度までの期間に改善措置を実施したとして報告された事業については、「2 改善措置実施事業表」に記載することとする。
- 「1 個別事業評価表」の「達成率」並びに「3 達成状況評価表」の「達成状況評価値」については、小数点以下を切捨てとする。
- 「3 達成状況評価表」の達成状況評価結果については、達成状況評価値に応じA、B又はCを記載すること。

達成状況評価値 (c) / ((a) + (b))	達成状況評価結果
80%以上	A
50%以上80%未満	B
50%未満	C

- 天災又は自己の責に帰さない事由による火災等が理由で、達成率が著しく低いと判断される事業については、本シートにおける評価対象外とする。なお、該当する事業については、本様式に準じ別途個別事業評価表を作成することとし、その理由を記載すること。